

広聴電話  
(981) 1133

この電話は夜間・休日  
でも利用できます。

# としま

発行 東京都豊島区 豊島区東池袋 1-18-1 密〔981〕1111 千170 編集 企画部広報課

## 豊島区議会 第4回定例会は

11月20日から12月15日の予定  
で開かれます。  
委員会附会の日程等のお問い  
合わせは—  
☆区議会事務局  
☆内線：361576  
☆直通：別 1010へ  
なお、審議結果等は、定例会  
終了後発行の『区議会だより』  
でお知らせいたします。

## お金のつかからない 選挙に

### 寄付の禁止

選挙による公職についている者  
(候補者を含みます)は、いつ  
いかなる場合でも、また、選挙に  
関係あるなしにかかわらず、名義  
がどのようになっても、次の  
ような寄付や贈物をすると法律違  
反になります。  
また、有権者も政治家にこのよ  
うな寄付をたのんだりすることの  
ないようしましょう。

★お中元やお歳暮を贈ること。  
★お祭りのときなどに、お金を寄  
付したり、お酒などを届けること

### ☆公職選挙法 ☆政治資金規正法

贈ってはいけません  
求めてはいけません  
受けとっては  
はいけません



## 新しい選挙二法の要点

今回の法律改正により、政治家や候補者などは、選挙区内の人に  
選挙に関係あるなしにかかわらず、いついかなる場合でも、お金や  
品物を贈ることは禁止されました。また、有権者も、政治家や候補  
者などに、寄付をお願いすることはできません。

- その数は、事務所ごとに2枚以内とされ、しかも総数についても選挙の種別により、候補者の事務所、後援団体の事務所ごとに、次に掲げる枚数の範囲内でなければなりません。
  - 衆議院議員選挙………10枚
  - 参議院議員選挙………10枚
  - 都知事選挙………30枚
  - 都議会議員選挙………6枚
  - 区議会議員選挙………6枚
  - 市長選挙………6枚
  - 区長選挙………6枚
- これらの看板類(大きさは縦横40cm以内)は、選挙管理委員会が定める表示をしなければ掲示できません。
- ただし、講演会等の開催中、会場で使用されるものについては、表示のないものも掲示が認められております。

### 文書・図画掲示の制限

★選挙区からの陳情者などに、食事や飲物をだしたり、おみやげなどをあげることを禁じます。  
★選挙区からの陳情者などに、旅行する人に、個別を贈ること。  
★お葬式の際、香典や花輪・供物などを贈ること。  
★町内会や老人会などの集まりにお金を寄付したり、食事やお酒を届けること。  
★町内会などの団体旅行の際、弁当や飲物をさし入れたり、バス代などの費用を負担すること。

①立札、看板の類については、公職の候補者等の事務所や後援団体の事務所に掲げるものに限られます。

### ガラス張りの 政治資金に

政治をよくするためには、政党や政治団体の活動が、国民の不断の監視と批判のもとに行われるようにしなければなりません。そのためには、政党などの台所を国民の前にガラス張りにする必要があります。また、政治に不当な圧力をかけさせないために、政党などへの寄付には限度をもたせる必要があります。

このようならいで、政治資金規正法が改正されました。



団体旅行の寄付や差し入れ



お祭りなどの寄付、お酒など

こういうことは  
法律で禁止  
されました



落成式や開店祝いの花輪



集会などの飲食代



お葬式の香典、花輪、供花

## 特別区財源獲得大会

11月25日に開催決まる!

長年にわたる自治権拡充運動の成果として、昨年地方自治法が改正され、区長公選の復活と保健所をはじめ多くの事務事業の区移管が実現し、より住民に身近な行政ができるようになりました。しかし、それを裏づけ、財源措置は不十分なまま将来の課題とされたために、今日の地方財政危機と相まって、特別区の財政運営は極めて困難な状況となっております。

このような特別区の財政窮状の実態を強く関係方面へ訴え、住民自治の確立を図るため、23区一体となつて、特別区財源獲得大会を次のとおり開催することになりました。

◇とき：11月25日(火)午後1時  
◇ところ：江東公会堂  
◇主催：23特別区議会

表1

種別	要町地区	栗鴨地区
A 極めて静か	11%	0%
B 静か	47%	30%
C 普通	31%	50%
D うるさい	11%	17%
E 極めてうるさい	0%	3%

要町地区 グラフ1 栗鴨地区

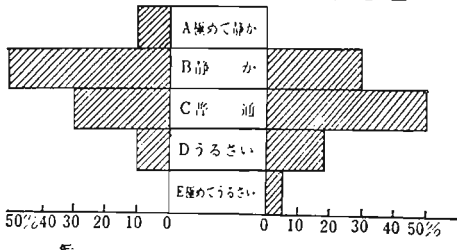


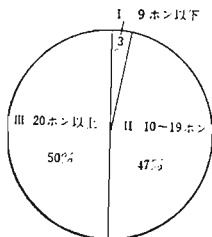
表2

種別	要町地区		栗鴨地区	
	甲	乙	甲	乙
A	75%	25%	—	—
B	65	35	27%	73%
C	72	18	56	44
D	100	0	83	17
E	—	—	100	0

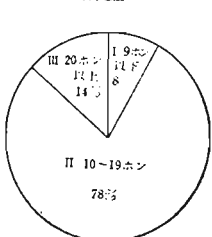
表3

甲乙別	要町地区	栗鴨地区
甲 (道路に面するところの騒音の平均値)	50ホン	57ホン
乙 (道路に面さないところの騒音の平均値)	46	51
甲と乙の差	4	6

要町地区 グラフ2



栗鴨地区



1 騒音には地域の特長がある  
騒音レベルを低いものから高いものへとA/Eの五段階に分けた場合、要町地区ではB(静か)が栗鴨地区ではC(普通)が最も多くなっています。(表1、グラフ1参照)

2 道路に面する地域は面しない地域と比べて六ホン高い  
道路に面していない地点は、要町地区で三八%、栗鴨地区では四七%でした。

表2は道路に面する地点を(甲)とし、面しない地点を(乙)としてそれぞれ騒音レベルの高低別に分けて表にしたものです。これをみると、要町地区ではD(うるさい)が栗鴨地区ではE(極めてうるさい)のそれぞれ全部が道路に面している地点の騒音であり、自動車による影響が大きいことがわかります。

表3は地区別(甲)(乙)の測定値(中央値)の平均値ですが、これでは(甲)と(乙)を比較すると要町地区では4ホン、栗鴨地区では6ホンとの差がありました。

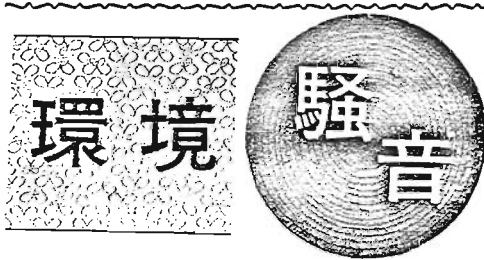
3 騒音レベル幅は要町地区が多  
小さい音から大きい音の幅の差を騒音レベル幅といえます。今回測定した両地区の騒音レベル幅差をグラフ2のとおりI/II/IIIの段階に分けてみると、要町地区では五〇%以上と多く、栗鴨地区では一四%と少なくなっています。

4 用途地域別にみた騒音レベル  
今回の測定結果でも、表4にみるとおり住居地域は低く、商業地域では高い騒音レベルであることがわかります。

5 今回の調査地点のうち三二%が環境基準をこえていました  
環境基準は、公害対策基本法にこえて決まっています。これは人の健康保持、生活環境保全のため定められることが望ましいという、行政上の目標値です。

今回の測定地点のうち、要町地区では二二%が、栗鴨地区では四二%の地点がそれぞれ環境基準をこえていました。

さらに環境基準をこえた地点のうち、要町地区の八七・五%、栗鴨地区の六七%が道路に面する地点で占められていました。お問い合わせは、公害課(内線2845)までどうぞ。



今度の調査は部分的にくわしく行いました

# 公害レポート

## 環境騒音にはいろいろな音が

私たちの周囲には種々雑多な音が発生しています。それらの騒音は、人の日常生活に伴なう音であったり、働く人々や工場の音、自動車の走行音等、あるいは動物の鳴き声であったり、いろいろな複雑に重なり合っています。

公害課では、昭和四五年より毎年、区内の環境騒音調査を行っております。今回は、去る六月四日から七月二五日にかけて、要町地区および栗鴨地区の一部をそれぞれ百メートルメッシュに区切りそれぞれの地区内で三六地点、計七十二地点を測定しました。ここではそのあらましについてとりあげました。

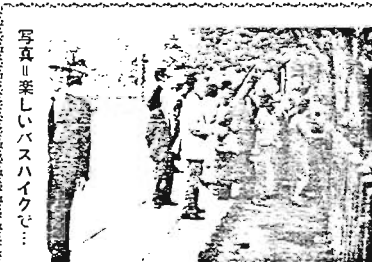
表4

地区	要町地区				栗鴨地区			
	測定ひん度	中央値の平均値	甲	乙	測定ひん度	中央値の平均値	甲	乙
(一) 第一種住居専用地域	11%	44ホン	45ホン	42ホン	0%	—	—	—
(二) 第二種住居専用地域 住居地域	67	47	47	46	70	52ホン	54ホン	49ホン
(三) 第三種住居専用地域 商業地域	22	59	60	53	30	58	61	54

甲は道路に面するところの中央値の平均値  
乙は道路に面さないところの中央値の平均値

**工場認可手数料が改正に**

11月1日から、工場認可手数料が作業場の面積に応じて、千円〜三千円が、二千五百円〜八千円に改正されました。くわしくは、公害課(内線2831)へ。



**写真II楽しいバスハイウェイで...**

区では春に引続き10月15・16日と23・24日、ひとり暮らしのおとしより、各回32名を熱海の豊島荘へ一泊ご招待しました。ゆきは真鍮、曇りは十回、雪は三回、雨は一回を満喫して、車中では話しがはずんだの談笑、淋しさを忘れ、楽しいバスハイウェイを楽しまれたおとしよりの皆さんは、茶会も友だちができたの、誠にうれしうでした。

ひとり暮らしのおとしよりへ

豊島荘へ一泊ご招待

**カメラニュース**

**区民のひろば**

ゴミ問題に一言

あなたの心に 訴えたい……

私の地域では、決まった日にほとんど正確な時間に、ゴミを取りにきてくれます。この制度になってから、ご近所の方々が協力しあって自治会でも後かたずけをしています。きれいな道路を歩きたい……

その後、間もなく裏手にアパートができ、その方たちも利用することになりました。これといった管理人もいないようです。勤めの関係でしょうか、時間を守らないでゴミを出すことが、しばしばありました。何回か注意し、やっと守ってくれましたが、また部屋の方が入れ替わったので同じことが繰り返される状態です。

新住所に引越してこれられたらその地域のルールにしたがう心を持ってもらいたいものです。また不在家主のときは、必ず管理人を置き、契約するときは、遵守事項として、ぜひつけ加えて欲しいと思います。(長崎の一主婦から)

別表① 国民年金法で定める障害者の程度

区分	1 級	2 級
眼	両眼の視力の和が0.04以下のもの	両眼の視力の和が0.08以下のもの
耳	両耳の聴力損失がそれぞれ90デシベル以上のもの	両耳の聴力損失がそれぞれ80デシベル以上のもの
手	○両手のすべての指を欠くもの ○両腕の機能に著しい障害のあるもの	○片手のすべての指を欠くもの ○片腕の機能に著しい障害のあるもの
足	○両足の足関節以上を欠くもの ○両足の機能に著しい障害のあるもの	○片足の足関節以上を欠くもの ○片足の機能に著しい障害のあるもの
精 薄	「愛の手帳」1度～2度	「愛の手帳」2度～3度
その他	その他の病気、機能障害が、上記のものと同程度以上と認められる状態であって、かつ日常生活が単独ではできない程度のも	その他の病気、機能障害が、上記のものと同程度以上と認められる状態であって、かつ日常生活が単独ではできない程度のも

別表②

扶 養 親 族 数	本人に所得がある場合	配偶者及び扶養義務者に所得がある場合
0人	600,000円以下	6,129,300円未満
1	762,500	6,386,800
2	982,500	6,606,800
3	1,202,500	6,826,800

以下扶養親族1人増すごとに220,000円加算

# 障害福祉年金

## 請求はお済みですか

◇請求できる方  
病气やケガをして他人の手をかりなくては日常生活ができないか他人の手をかりなくても日常生活ができるが著しく制限される程度(国民年金法に定める1級および2級障害者)別表①(参照)の状態にある20歳から69歳までの方が、次のいずれかに該当するときに受けられます。

(1) 国民年金に加入する前の病气やケガで障害の状態になった場合で、はじめて医師にみてもらった日が昭和36年4月1日以前から20歳になる前であるとき

(2) 明治44年4月1日以前に生まれた方で、昭和36年4月1日以後に病气やケガで障害の状態になったとき

◇年金額  
1級障害者 21万6千円  
(月1万8千円)  
2級障害者 14万4千円  
(月1万2千円)

◇請求するとき持参するもの

・印かん  
・世帯全員の住民票(出稼所、福祉年金用と申し出れば無料で受けられます)  
・国民年金診断書(年金課窓口にて用意してあります)

◇支給の制限  
福祉年金は、費用の全額が国の負担でまかなわれているため、限られた財源の中から効果的に支給しなければならぬので、他の公的年金を受けているときは、本人にある程度の所得があるときは、福祉年金の支給がとめられます。

なお、該当する方は次のとおりです。

(1) 公的年金を受けているとき  
▽恩給、厚生年金、普通扶助料を受けている方は、その年金額が24万円以下の方  
▽戦争による公務扶助料を受けている方は、大尉以下の方  
▽受給権者本人または配偶者、扶養義務者の所得が別表②以下のとおり

## 在宅重度障害者の方へ 福祉手当の申請は お済みですか!

10月1日から、在宅の重度障害者の方に対する福祉手当の認定申請受付を始めています。次の事項に該当し、手続きのすんでいない方は、至急手続きをすませてください。

◇この手当を受けられる方:  
1 日本国民であること  
2 社会福祉施設(通所施設は除く)などに入所していないこと  
3 各種障害年金(障害福祉年金を除く)などの給付を受けていないこと  
4 障害の程度が、次の一つに該当すること  
(1) 両眼の視力の和が○・○二以下のもの(身障手帳1級/2級の1部)  
(2) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの(身障手帳2級)  
(3) 両上肢の機能に著しい障害

5 前年度所得が下の額の以下であること  
1人月額 4千円

を有するもの(身障手帳2級)  
(4) 両上肢のすべての指を欠くもの(身障手帳2級)  
(5) 両下肢の用を全く廃したものの(身障手帳1級)  
(6) 両大腿を2分の1以上失ったもの(身障手帳1級)  
(7) 体幹の機能を座っていることができない程度に座っているもの(身障手帳1級)  
(8) 右記各号と同程度以上の身体障害または長期にわたり安静を必要とする病状のもの  
(9) 右記各号と同程度以上の精神障害のあるもの  
(10) 身体障害、病状または精神障害が合併しているため、右記各号と同程度以上の障害のもの

扶養親族数	障害者本人	扶養親族
0人	500,000	1,632,500
1人	762,500	1,852,500
2人	982,500	2,072,500
3人	1,202,500	2,292,500
4人	1,422,500	2,512,500
5人	1,642,500	2,732,500

◇支給期間:  
福祉手当の支給は認定の請求をした翌月からです。  
1・5・9の3月にそれぞれ前月までの分を本人の口座に振込みます。

◇申請の手続き:  
福祉課福祉係の窓口へ、所定の申請書、所得状況届に次の書類を添えて申請してください。  
(1) 戸籍の謄本または抄本  
(2) 本人及び扶養義務者の前年度の所得状況を証する書類(本区で本年度申告した方は不要です)  
(3) 身体障害者手帳・愛の手帳または医師の診断書  
(4) 認印

◇お問い合わせ先:  
福祉課福祉係(内線2625)

◎くわしくは国民年金課給付係(内線2681)まで  
ねたきりのおとしよりに  
お見舞品を贈ります  
ねたきりのおとしよりの病室をお慰めするため、お見舞品(寝まき)をお贈りします。  
対象:65歳以上の方で、日常生活に支障のある「ねたきり」の状態が3か月以上の方のほか、1日3時間未満しか起床できない方で自宅療養または入院している方

1年金受給者へ  
小口融資  
年金福祉事業団では、次の要領で年金受給権を担保として、小口の融資を行っています。  
□貸付けを受けられる方:厚生年金、船員保険及び国民年金(福祉年金を除く)の年金受給者  
□貸付金の利率:年8パーセント  
□償還期間:4年以内  
□償還方法:①支払金額の1年半相当額以内の額(②10万/70万円)  
□償還方法:弁済金の償還は、年金の支払金をもつてあて  
□担保:年金給付の受給権  
□保証人:連帯保証人一名  
□貸付実施:下表のとおり  
□業務取扱:お問い合わせ先:都市銀行、地方銀行、相互銀行、信託銀行及び信用金庫

	申込受付期間	資金交付日	貸付期日
厚生年金	50年11月1日～ 50年11月15日	50年12月25日	50年12月27日
	51年1月5日～ 51年1月16日	51年2月25日	51年2月27日
船員年金	50年11月1日～ 50年11月15日	50年12月25日	50年12月27日
	51年2月2日～ 51年2月14日	51年3月25日	51年3月27日

◇お米の購入は登録店で  
お米の販売は東京都知事の登録許可を受けたお店では販売できないことになっています。  
最近、トラック等によるお米のヤミ販売が見受けられるようですが、未検査の汚染米の心配もありますので、お米のお買い求めは、ぜひ登録店をご利用ください。

◇ねたきりのおとしよりのために……  
＜無料理髪券の交付＞…老人福祉手当受給者でご希望の方に年4回出張理容する利用券を交付しています。  
問い合わせ、申込みは老人福祉係(2631)へ  
点線内は切り抜いて「わたしの便利帳'75」の17ページに貼ってください。

福祉講演会に  
あなたもどうぞ  
精神薄弱者福祉講演会  
◆テーマ:コミュニケーションと福祉  
◆講師:原治希望の家施設長 川村 幸成氏  
◆とき:11月18日(火)午後1時30分から4時30分まで  
◆ところ:区民センター3階第2教室 参加希望者は直接会場へ  
◆身体障害者福祉講演会  
◆テーマ:障害者のためのまちづくりと福祉のこころ  
◆講師:東京心身障害者職業センター主任カウンセラー 原田豊治氏  
◆とき:11月28日(金)午後1時30分から4時30分まで  
◆ところ:区民センター5階第2教室 参加希望者は直接会場へ  
◇お問い合わせは、福祉課福祉係(内線2626)へ



### 区民スキー講習会

だんだん寒くなってまいります。冬のスポーツ、スキーを楽しむながら、この冬を健康にお過ごしいただくために、当区では、今年も区民スキー講習会を開きます。

1月には、斑尾高原スキー場で競技会も開かれます。

ぜひ、この機会にあなたも講習会にご参加ください。

◎期日・会場・他：下表のとおり  
◎内容 S A J公認指導員による正しいスキー技術の講習を全日程を通して行います。

- ◎参加資格 区内在住・在勤者(学生・生徒は参加できません)
- ◎交通 往復貸切バス使用
- ◎申込方法 11月26日より受付開始となり次期締切となります。申込みと同時に申込み金五千円を納入し、残金は出発の一週間前までに完納してください。なお参加できないのは一人一回だけです。
- ◎申込み・問い合わせ先 体育係

	第1回	第2回	第3回
期日	1月15日(日)～18日(水)	1月28日(日)～31日(水)	2月20日(日)～23日(水)
会場	猪苗代スキー場	斑尾高原スキー場	猪苗代スキー場
定員	64名	120名	64名
対象	初心者のみ	全クラス	初心者～中級
参加費	8,800円	18,600円	8,800円

### スキー競技会

◎期日 1月30日午後1時から  
◎会場 斑尾高原スキー場  
◎種目 回転競技  
(男子・女子・女子の部)

また当務所内には税務相談室豊島分室(☎988-4878)が開設されており、この期間中に限らず、いつでも税務相談を行っています。お気軽にご利用ください。相談は無料です。匿名でも電話でも結構です。

豊島税務所 ☎1-217-1  
申告所得税第2期分の納期限は12月1日(月)です。期限内に完納しましょう。



寒さに備えて身体を鍛えよう。体力テストで自信をなくした方もどうぞ。

◎とき：11月21、28日、12月5日  
午後6時30分～8時30分  
◎ところ：区立長崎小学校体育館  
◎対象：一般男女  
◎服装：運動のできる服装、運動靴、タオル  
◎申込み：当日直接会場へ  
◎問合せ：体育係(内線3485)  
◎種目：回転競技

◎参加資格：区内在住・在勤者  
◎本競技会は区民スキー競技会豊島区予選会を兼ねます。  
◎申込み：12月20日までに体育係

## 税の案内

### 国税の無料相談

東京税理士会豊島支部では、つぎのとおり税の無料相談を行います。お気軽にどうぞ。

◎日時：11月14日午前10時～4時  
◎ところ：豊島税務指導所  
一西池袋3-30-4 豊島信用金庫本店一東池袋2-10-2 豊島信用金庫駒込支店一駒込3-3-20 三菱銀行東長崎支店一東長崎5-28-8 安田信託銀行池袋支店一東池袋1-1-2

### 税を知る週間

11月11日(火)～17日(月)まで11月11日から17日までの一週間は「税を知る週間」です。この機会に、少しでも「税」の知識を身につけましょう。

なおこの期間中、税金の使われ方や生活に密着した税を紹介するため、東京国税局はじめ税務署はもとより、青色申告会等関係民間団体でも様々な行事を予定しています。

### 11月の都税

12月1日(月)納期限の個人事業税第2期分の納税があります。この納税には、郵便局または銀行、信用金庫、信用組合等金融機関の

### 年末融資の申込みはお早めに

▽融資額：一千万円以内  
▽利率：9% (おそくとも11月中旬までにお申込みください)  
※くわしくは国民公庫池袋支店融資相談係 ☎1-213-1まで。

### いっせいにねずみ退治を



先ほど岡山県のある産院で、サカモネラ菌による乳児の悲しい死亡事件がありました。これは、ネズミによる被害の一つです。その他食糧品等の被害も少なくありません。

このねずみを地域全体で一せいに退治して、衛生的な町にするために、つぎのとおりねずみ退治を実施することになりました。

ぜひご協力ください。

◎期間：11月15日から25日まで、なお、ねずみの防除には、つぎのようなことを実施してください。

◎退治には

- ①餌となるものをかたづけ、から殺す剤または、捕獲器をねずみがよく出る所の隅や物かげに置いてください。
- ②出入口を防ぐこと。
- ③奥作りの材料をなくすため、家屋内外の整理清掃を。
- ④餌にされないため、食糧品の管理と調理くずの投棄をよくする。

◎退治したら

- ①奥作りの材料をなくすため、家屋内外の整理清掃を。
- ②餌にされないため、食糧品の管理と調理くずの投棄をよくする。

◎開放日：日曜、祭日および学校休業日

◎使用方法

- ①少年野球：あらかじめ少年野球チームの登録をし、登録証の交付を受けているチームにより抽せんで使用日を決めます。
- ②庭：球1区内在住・在勤者で構成されているクラブ。
- ③使用料：二時間単位、一面100円
- ④申込み：体育係 内線3481
- ◎展示期間：11月13日～16日(午前9時～4時半)
- ◎主催：豊島区教育委員会  
同区立中学校教育研究会

### スポーツ開放校のお知らせ

指導は豊島区フォークダンス協会

◎開放日：11月15日、22日6時半から  
◎内容：映画、茶の湯、フォークダンス、社交ダンス教室

### 特別教養講座と映画会

▽テーマ：これからの日本と中国  
▽講師：アジア経済研究所主任研究員 小島昭雄先生  
▽日時：11月21日 6時半から  
▽会場：区民センター4階第3・4・5会議室  
▽対象：区内在住または在勤者  
▽定員：150名  
▽受講料：無料  
▽申込受付：11月10日から社会教育課事務係(内線3465)

### 区民センターで中学校生作品展

区内中学校生徒の作品(習字・美術・技術・家庭)を区民センターで展示いたします。

☎1-760-1(内線62)

### 青少年オーケストラ団員追加募集

中学、高校生を主体にした二管編成のオーケストラです。

練習日時：毎週土曜日午後4時～6時

練習場：区民センター音楽室  
指導員：内藤形(桐朋音楽大研究科) 藤原(ベネッセ) 交響曲第1番 他

募集要項：パイオリン(サードポジション)控以上、ピオラ、チェロ、コントラバス、ホルン  
問い合わせ：社会教育課分室 ☎1-760-1(内線62)

### 歳末助けあい運動

募金目標額：五七〇万円  
恵まれない方々に愛の手を

### 東京都事務所から

また当務所内には税務相談室豊島分室(☎988-4878)が開設されており、この期間中に限らず、いつでも税務相談を行っています。お気軽にご利用ください。相談は無料です。匿名でも電話でも結構です。

豊島税務所 ☎1-217-1  
申告所得税第2期分の納期限は12月1日(月)です。期限内に完納しましょう。

▽融資額：一千万円以内  
▽利率：9% (おそくとも11月中旬までにお申込みください)  
※くわしくは国民公庫池袋支店融資相談係 ☎1-213-1まで。

先ほど岡山県のある産院で、サカモネラ菌による乳児の悲しい死亡事件がありました。これは、ネズミによる被害の一つです。その他食糧品等の被害も少なくありません。

このねずみを地域全体で一せいに退治して、衛生的な町にするために、つぎのとおりねずみ退治を実施することになりました。

ぜひご協力ください。

◎期間：11月15日から25日まで、なお、ねずみの防除には、つぎのようなことを実施してください。

◎退治には

- ①餌となるものをかたづけ、から殺す剤または、捕獲器をねずみがよく出る所の隅や物かげに置いてください。
- ②出入口を防ぐこと。
- ③奥作りの材料をなくすため、家屋内外の整理清掃を。
- ④餌にされないため、食糧品の管理と調理くずの投棄をよくする。

◎退治したら

- ①奥作りの材料をなくすため、家屋内外の整理清掃を。
- ②餌にされないため、食糧品の管理と調理くずの投棄をよくする。

◎開放日：日曜、祭日および学校休業日

◎使用方法

- ①少年野球：あらかじめ少年野球チームの登録をし、登録証の交付を受けているチームにより抽せんで使用日を決めます。
- ②庭：球1区内在住・在勤者で構成されているクラブ。
- ③使用料：二時間単位、一面100円
- ④申込み：体育係 内線3481
- ◎展示期間：11月13日～16日(午前9時～4時半)
- ◎主催：豊島区教育委員会  
同区立中学校教育研究会

区内中学校生徒の作品(習字・美術・技術・家庭)を区民センターで展示いたします。

☎1-760-1(内線62)

中学、高校生を主体にした二管編成のオーケストラです。

練習日時：毎週土曜日午後4時～6時

練習場：区民センター音楽室  
指導員：内藤形(桐朋音楽大研究科) 藤原(ベネッセ) 交響曲第1番 他

募集要項：パイオリン(サードポジション)控以上、ピオラ、チェロ、コントラバス、ホルン  
問い合わせ：社会教育課分室 ☎1-760-1(内線62)